

一般社団法人 岩手県測量設計業協会 慶 弔 見 舞 規 程

(目 的)

第1条 この規程は一般社団法人 岩手県測量設計業協会の会員及び事務局職員（以下「会員等」という。）の慶事及び弔事等に際しての慶弔見舞金等の贈呈に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(お祝い)

第2条 会員等が結婚する場合は祝電とする。

2 会員が社屋を新築した場合は、金10,000円相当の記念品とする。

(お悔み)

第3条 会員等が死亡した場合は香典金20,000円及び供花並びに弔電とする。

2 会員等の配偶者及び一親等の親族が死亡した場合は香典金10,000円及び弔電とする。

(お見舞い)

第4条 会員等が病気で7日以上入院加療した場合は見舞金10,000円とする。

2 会員の社屋が火災、風水害及びその他の天災により被害を受けた場合は見舞い金20,000円とする。

(慰 労)

第5条 会員が本協会の役員として2期以上在任の上離任した場合は、金10,000円相当の記念品とする。

(その他)

第6条 会員等はこの規程に定める事項に該当すると認められた場合は速やかに事務局に通知する。

付 則

1. この規程は昭和62年4月1日から施行する。

付 則

1. この規程は平成9年8月21日から施行する。(第1条改正)

付 則

1. この規程は平成20年4月4日から施行する。(第3条、第4条改正)

付 則

1. この規程は平成25年4月1日から施行する。(一般社団法人への移行のため)

一般社団法人 岩手県測量設計業協会

表彰規程

- 第1条 本協会の会員で、協会役員を勤め協会に尽くした功労が顕著であると認められる会員をこの規程によって表彰する。
- 2 本協会の会員事業所（以下「事業所」という。）において、特に勤務成績が優秀であると認められる従業員をこの規程によって表彰する。
- 第2条 表彰は本協会の創立記念行事並びに定時総会が行われるに際してこれを行うものとする。
- 第3条 第1条第1項の表彰は、原則として現役員を除き、次の一つに該当する場合、本協会会長に具申するものとする。
- (1) 協会役員を4期以上勤めた会員
- (2) その他特に顕著な功労があったと認められる会員
- 2 第1項第2項の表彰は、事業所に勤務する次の事項のうち一つに該当する従業員（兼務役員を含む）について、その表彰を本協会会長に申請することができるものとする。
- (1) 事業所に15年以上勤務し、事業所及び産業経済の発展に尽くしたと認められる者
- (2) 品行方正、技能優秀、業務に誠実で他の模範と認められる者
- (3) 発明発見その他業務の改善工夫等その実績が優秀であると認められる者
- (4) その他特に功労があったと認められる者
- 第4条 会長は、前条の申請を受けたときはこれを審査し、理事会の承認を得て、被表彰者を決定する。
- 第5条 表彰は表彰状に記念品を添えて会長が行う。
- 第6条 表彰に要する経費のうち、その一部を当該事業主に負担させることができる。
- 第7条 この規程に定めのない事項については必要により、会長が別に定めるものとする。

付 則

1. この規程は、昭和62年9月1日から施行する。

付 則

1. この規程は、平成5年8月1日から施行する。（第2条、第3条改正）

付 則

1. この規程は、平成9年8月21日から施行する。（第1条、第3条改正）

付 則

1. この規程は平成25年4月1日から施行する。（一般社団法人への移行のため）

一般社団法人 岩手県測量設計業協会

倫 理 要 綱

本協会の会員は、測量設計業の使命と職責の重大性に鑑み、信義に基づいて職務の遂行にあたり、職業上の地位、並びに社会的評価の向上に努めなければならない。そのため、次の事項を遵守するものとする。

1. 品位の向上

会員は、本協会並びに会員自らの社会的向上のため、その名誉を重んじなければならない。

2. 技術の權威の保持

会員は、常に技術の向上に努め、技術的信念のもとに業務の遂行にあたらなければならない。

3. 公正の維持

会員は、測量設計業務の公共性に鑑み、常に厳正中立の立場に立って業務を行い、公正を欠くことのないよう努めなければならない。

4. 秘密の保持

会員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

5. 不当競争の禁止

会員は、業務の受注にあたり、不当な競争をしてはならない。

6. 相互協力

会員は、可能な限り、会員相互間の技術その他の協力を惜しんではならない。

7. 法令等の遵守・名誉保持の義務

会員は、法令・本協会の定款・規程その他の定めを遵守し、本協会並びに会員の名誉又は信用を傷つけるような行為をしてはならない。

倫理要綱取扱要領

倫理要綱は、業界の品位の向上、信用の保持を図り、もって会員企業の繁栄を期するため、厳しくこれを遵守すべきもので、その取扱いを次のとおりとする。

1. 会員は、倫理要綱を各々の企業内役職員に周知徹底してその遵守を期するとともに、特に業務の受注に際しては、会員の共存共栄を旨とし、汚職行為の防止は勿論、ダンピング、無責任な通報、密告など不信感を増幅する行為、政治的画策、その他公正な取引を阻害する行為の防止に努めるものとする。
2. 会員は、倫理要綱に違背した者があったと認めた場合は、その行為者が会員、非会員にかかわらず、その真実を本協会事務局に通報するものとする。
3. 本協会事務局が前項の通報を受けた場合、厳正中立の立場においてこれを調査し、その措置について倫理委員会に諮り、速やかに当事者に対し警告し、又は発注機関に対して通報するものとする。

付 則

1. この要領は昭和61年4月1日より施行する。

付 則

1. この規程は平成25年4月1日から施行する。(一般社団法人への移行のため)

一般社団法人 岩手県測量設計業協会 委 員 会 規 程

第1条 この規程は一般社団法人岩手県測量設計業協会（以下「本協会」という。）定款第4条にもとづいて行う事業の円滑な実施を図るため、委員会の設置並びにその運営について必要なことを定めることを目的とする。

第2条 本協会に次の委員会を置く。

- (1) 総務委員会
- (2) 技術委員会
- (3) 倫理委員会

2 前項に定めるもののほか、必要ある場合は理事会の議決を経て臨時に特別委員会を置くことができる。

第3条 委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 総務委員会

- ア 定款並びに諸規程に関すること。
- イ 会費・負担金並びに財務に関すること。
- ウ 会員の親睦に関すること。
- エ その他、他の委員会に属しない事項に関すること。
- オ 測量設計業の経営改善並びに近代化に関すること。
- カ 測量設計業の財務、金融並びに税務対策に関すること。
- キ 会員の業務拡大に関すること。
- ク 広報「岩測協」の発行に関すること。
- ケ 「岩測協だより」発行に関すること。
- コ その他広報に関すること。

- (2) 技術委員会

- ア 測量設計技術の向上改善、開発に関すること。
- イ 測量設計技術の普及に関すること。

- (3) 倫理委員会

- ア 会員倫理規範の確立に関すること。
- イ 独占禁止法の遵守に関すること。
- ウ 業界倫理についての提言に関すること。
- エ その他会員の倫理に関すること。

第4条 委員会は会長を除く理事及び会員（会員企業内職員を含む。）若干名をもって構成する。

第5条 委員会には委員長を置き、必要により副委員長を置くことができる。なお、委員長が必要と認めたときは部会を置くことができる。

第6条 委員及び委員長は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

第7条 委員の任期は本協会役員の任期間とする。

第8条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

第9条 会長、副会長、専務理事は各委員会に出席して意見を述べることができる。

第10条 委員長は委員会の経過並びに結果を会長に報告する。

第11条 委員会の事務は、本協会事務局がこれを処理する。

付 則

1. この規程は、昭和58年12月1日から施行する。

付 則

1. この変更規程は、昭和60年6月1日から施行する。(広報委員会設置)

付 則

1. この変更規程は、昭和61年4月1日から施行する。(倫理委員会設置)

付 則

1. この変更規程は、昭和62年6月1日から施行する。(第4条改正)

付 則

1. この変更規程は、平成5年8月1日から施行する。(第3条、第5条改正)

付 則

1. この変更規程は、平成20年4月4日から施行する。(第2条、第3条改正)

付 則

1. この変更規程は、平成25年4月1日から施行する。

一般社団法人 岩手県測量設計業協会

i-Construction 部会運営規定

(名称)

第1条 本組織は「i-Construction 部会」と称する。

(所在)

第2条 本部会は、(一社)岩手県測量設計業協会委員会規定第5条に基づき、本協会技術委員会の中に設置する。

(目的)

第3条 本部会は、国土交通省、岩手県が推進する「i-Construction」に関する調査・研究・提案を進め、「i-Construction」の受託への対応を図るとともに、会員各社の生産性の向上や働き方改革の実現に資するものとする。

(事業)

第4条 本部会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会資本整備の測量・調査・設計・施工・維持管理の各段階における i-Construction の受託に係る調査・研究に関すること
- (2) 国・県・研究機関・建設業など関係機関、関係団体等との連携に関すること
- (3) I-Construction 活用に係る国・県等発注機関への提案に関すること
- (4) その他、必要と認められる事業

(組織)

第5条 本部会は、技術委員会委員及び会員（会員企業内職員を含む。）若干名をもって構成する。

- 2 部会には、部会長を置き、必要により副部会長を置くことができる。
- 3 部会員及び部会長は、会長と技術委員長が委嘱する。
- 4 部会員の任期は本協会役員の任期間とする。
- 5 部会は、部会長が招集し、その議長となる。
- 6 会長、副会長、専務理事、技術委員長は部会に出席して意見を述べることができる。

(報告)

第6条 部会長は部会の経過並びに結果を技術委員長、会長に報告する。

(事務)

第7条 部会の事務は、本協会事務局がこれを処理する。

付 則

1. この規程は、平成29年6月30日から施行する。